

議案第47号 小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

基準府令の改正にあわせ、小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準の見直しを行うもの。

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童</p> <p style="padding-left: 40px;">_____</p> <p style="padding-left: 40px;">おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員とし</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p style="padding-left: 40px;">_____</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員とし</p>	<p>追加 改正 改正</p>

<p>て市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては, 調理員を置かないことができる。</p>	<p>て市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項 _____ において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては, 調理員を置かないことができる。</p>	<p>改正</p>
<p>2 保育従事者の数は, 次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし, そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>2 保育従事者の数は, 次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし, そのうち半数以上は保育士とする。</p>	
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>	
<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 _____</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の _____ 規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 _____</p>	<p>追加</p>
<p>_____ おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p>	<p>_____</p>	<p>改正</p>
<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p>	<p>改正</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>(職員) _____</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>追加</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>	
<p>2 保育士の数は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし, 保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。</p>	<p>2 保育士の数は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし, 保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。</p>	
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>	

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童

 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に
 基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員) _____

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以
 下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」とい
 う。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業
 所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する
 職員として市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の
 機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保
 育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならな
 い。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育
 事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入
 する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かな
 いことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
 定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は
 保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の
 規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) お
 おむね15人につき1人 _____

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次
 条において「小規模型事業所内保育事業」とい
 う。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育
 事業所」 _____ という。)には、保育士その他保育に従事する
 職員として市長が行う研修(市長が指定する徳島県知事その他の
 機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事
 者」 _____ という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならな
 い。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育
 事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入
 する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かな
 いことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
 定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は
 保育士とする。

(1)・(2) (略)

追加
 改正
 改正
 追加
 改正
 削除
 改正

<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童</p> <hr/> <p>おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <hr/> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>追加 改正 改正</p>
--	---	-------------------------